

議案第50号 工事請負契約の締結について

賛成の討論

17番 川上 泉 議員

「議案第50号に当然のことながら賛成をいたします。ただいま地元への説明がどうか、るる質疑がございましたが、地元は大きな期待をいたしておりまして、この件に関しましては私の記憶では8回地元で会議を開き、その都度教育委員会にも出席をいただきました。最大のテーマは将来改築されるであろう荏原公民館とこの幼稚園との施設の連携でございました。そういったことを将来を見据えた方向で計画をして下さったということが地元にとりまして将来的に誠にありがたい。そして議会最終日にはまた地元への説明もいただく日程も決めていただいております。地元もそれを受け入れる体制であります。感謝を込めてこの議案第50号に賛成をいたします。」

請願第2号 四季が丘に暮らす子供達の安全確保について
通学支援バス継続のお願い

採択の討論

7番 三輪 順治 議員

「請願第2号四季が丘に暮らす子供達の安全確保について、具体的には通学支援バス継続のお願いについて、ただいま委員長報告にありましたこの請願不採択に対し反対の立場から討論をいたします。四季が丘団地は平成24年5月末現在造成区画202区画に対し167区画の分譲が終わり、このうち井原市外からの転入は85区画で分譲件数全体の5割以上を占めており、現在599人、600人近い方の市民の方々が生活をされておられます。また、この団地からの幼稚園園児数は3歳から5歳まで20名、出部小学校へは104人の児童が在籍されております。幼稚園では全園児数の89人に対しまして、22.5パーセント、小学校では全児童数426名のうち、24.4パーセントを占めるに至っております。請願の趣旨にも述べられておられますが、この背景の一部には、分譲当時、小さいお子さんがおられる購入希望世帯に対し、暫定措置とは言え、通学支援バスがあるので安心して通園、通学できますよと言った案内のもとで分譲が行われた経過が明らかになりました。その後、県や市による歩道整備が進められておりますが、四季が丘町内会の支援バス存続要望に対して、井

原市はその都度延長措置を講じられ、昨年10月、歩道完成後である平成25年度以降は通学支援バスを廃止するとの方針を発表なさいました。総務文教委員会当日の教育委員会の説明では、昨年10月28日、四季が丘の住民の方40人に対してこの旨の説明があったやにお聞きしましたが、全体の説明概要から見て、この方針が四季が丘の方々にとって十分な理解を得られたとは思われません。このことは本請願に添付されましたアンケート結果にも裏打ちされております。すなわち通学支援バスの継続を希望しますかの問いに対し84パーセントの方が存続を希望されておられること、あわせて歩道整備後においても車の交通の状況、不審者や不審者に対する危険や不安等を訴えていらっしゃる方が62パーセントにも及んでおります。特に幼稚園児、小学校低学年児童が心配であるとの思いは、依然としてあります。そもそも通学路における児童、生徒等の安全確保につきましては、平成20年7月9日の文部科学省の通知にもありますように、第一義責任者は井原市であり、学校を管理する教育委員会にごさいます。もちろん地元警察あるいは自治会、PTA等の相互協力は欠かすことはできません。そうした上からも平成21年3月井原市就学前教育検討委員会からの答申を受けた当時、この答申の趣旨を踏まえた対応が必要であったにもかかわらず、特に3歳児の幼稚園での受け入れ等に対する井原市としての少子化時代や共働きといった時代におけるトータルとしての教育支援に関する新規制度、支援が不十分な状態にあったことは誠に遺憾でございます。このことは井原市スクールバスによる児童、生徒及び園児輸送に関する条例の制定により現在高屋、芳井、美星の各幼稚園、小学校等に対する支援措置が講じられておりますが、平成20年4月以降本条例は一切改正されていないということで如実に示されております。今日の少子化の中で、改めて井原市の将来を担う子供達を取り巻く状況を見ますに、この井原市で本当に安心して元気に過ごせる環境づくりこそ、私達親や大人の責任でもあります。今回の請願の趣旨は、少子化とあわせ低学年化の進行に伴う遠距離というその距離数の意味、定義のあり方、特に3歳児を中心とした小さなお子さんの通園等の支援のあり方等を総合的に見直す絶好の機会でもあります。現に全国の自治体の一部では、3歳幼稚園児の遠距離という距離数の見直し、また通学時の補助といった支援策等、新たな視点で取り組みが開始されております。市長並びに教育長に申し上げます。この際改めて四季が丘をはじめとする新興住宅団地に関する地域づくりに関するビジョンのもとにそこに生活されておられる方々のコミュニティ、生活の利便性を含み、井原市ならではの住みやすい子育て環境づくりを進め、まさに血の通ったソフト面も重視した行政諸施策の展開が必要であるとは思われませんか。以上申しました観点から、四季が丘から通園、通学する子供達の安全と保護者の方々の安心にかかわる施策、制度のあり方を見据え、先ほど総務文教委員長からご報告がございました本請願不採択に対する

反対討論をするものであります。」

17番 川上 泉 議員

「請願第2号に対しまして総務文教委員長の報告は不採択でございますが、採択をしていただくよう反対討論をさせていただきます。去る21日の総務文教委員会を傍聴者として執行部、そして総務文教委員、地元の関係者、そういった方々の突っ込んだ話を聞かさせていただきました。先ほどの賛成討論でございますように本当に立派な歩道、そして通学路も完成をし、さあという時に地元から通学支援バスの存続を求められてこういった請願が出てくる、行政と市民とのコンセンサスというものは大変難しいもんだなあというのが私の率直な感想でございますが、そういった中もございます、去る5月11日議会基本条例にのっとりまして、出部公民館で第2回目の市民の声を聴く会を開催させていただきました。その中でも、この案件が要望として出された訳でございますけれども、閉会のごあいさつの中で、地域を代表される方にごあいさつをお願いした訳でございますが、その方のごあいさつは大方の部分が四季が丘のこのバス支援という存続を求めたごあいさつでございました。四季が丘の問題は四季が丘だけの問題ではなく、出部学区の全体の問題でございます。いうご発言の中に会場は大きな拍手と歓声に包まれました。これこそがまさに地域が子供達を守る真の姿ではないかなと私は本当に感激いたしました。そこに参加をいたしました、主催をいたしました第1班の一議員といたしましても、あの声を聞いてあの雰囲気の中で、とてもここで不採択に賛同をする訳にはいかないという自分なりの結論で反対討論をさせていただきます。以上でございます。」

14番 森下 金三 議員

「私は委員長の報告のとおりにはいきません。反対の立場で討論をいたします。この請願の書をいただきまして、またこないだの委員会を傍聴させてその自治会長の方が来て、元自治会長ですか、来られていろんなことを説明されました。そして請願の趣旨の中の括弧2番に書いてある文言を読まさせていただきました、これは地元とそして市との説明というものがお互いを取れていないという風に感じました。そういった意味でもう少し時間をかけてやるべきことをして、すべきことをするとそして説明はきちっとやってですねそして納得いただいた上で廃止するというものであるならば賛同いたしますけれども、今の状況では全くできていないという風に思います。よってこの存続というのをやりながらですね、今後の形をつくって行くべきではないかということをおもいます。そういう意味で、今すぐ廃止ということには私はならないという風に考えております。よってこの請願に対

することに対しては賛同いたしますけど、不採択ということには賛同いたしませんので、よってこの委員長報告には反対いたします。」

22番 乗 藤 俊 紀 議員

「請願第2号の総務文教委員長の報告に対しまして不採択に反対をする立場で討論をさせていただきたいと思えます。このことは四季が丘に暮らす子供達の安全確保について、そして副題としまして通学支援バス継続のお願いということでもあります。先ほど紹介がありました、出部地区の市民の声を聴く会でも、このことにつきまして多くの意見が支援バスを継続していただきたいということもありました。それは最近の現状でありますけれども、先ほどの通学が2キロ以内だから支援バスは必要ない、その距離が問題ではなくて、安全で安心である通学体制をつくっていただきたいというのが、願いの趣旨であると思えます。そういう意味では全国的には自動車が通学途中の生徒に突っ込んで多くの子供達の命がなくなった例もある訳でございます。今度できました通学路は確かに、ガードレールがしっかりしておりますし、安全であるかもしれませんが、それから600メートルにわたって裏道を通ることによって、自動車はそこには歩道がありませんけれども、夕方あるいは夜等の暗いところ、暗い道を通学するというようなこともあるやもしれません。その場合大変危険であります。そういう意味において、このことは採択すべきである。そして市民の将来を担う子供達の安全安心である通学を支援していくという姿勢で行政を進めて行くことが市民の幸せになることであると私は思っております。教育を大切にする、子供達を大切にする姿勢で行っていただくために、この支援バスを継続することをお願いをいたしたいと思えます。よって委員長報告に対しまして反対の討論とさせていただきます。よろしくお願いたします。」

不採択の討論

5番 西 田 久 志 議員

「請願第2号について、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。請願の中で歩道整備と通学支援バス廃止は、別問題であるとのことですが、そもそも通学支援バスは県道部分に歩道がなく安全な通学路が確保されないために暫定的に運行が開始されたものとお聞きしております。通学路の整備については、県と市において歩道整備が進められ今年度で四季が丘団地から運動公園野球場駐車場までの歩道工事が完成するとともに運動公園から小学校の間においても押しボタン式信号機等が設置されています。さらに今後も街路灯の設置やPTAによる通学路の現地確認により危険箇所の改善なども行われると

お聞きしております。子供達が安心して歩ける安全な通学路が整備されることとなります。また四季が丘団地から出部小学校までの距離は約2キロで徒歩通学の範囲であります。市内では、青野、野上、芳井、美星地区などの多くの小学校区、また出部小学校区においても2キロ以上の徒歩通学をしている児童が多くいます。安全な通学路が確保された以上、通学距離が約2キロである四季が丘だけに継続して通学支援バスを運行することにはならないのではないかと考えます。四季が丘住民の方が通学支援バスの継続を希望される気持ちは十分わかりますが、市内各小学校の多くの子供達が2キロ以上を徒歩通学をされている実態があることから他の地域とのバランスを考えると、通学支援バスの廃止もやむを得ないものと思えますので、本請願については採択すべきでないと考えます。以上です。」

19番 藤原清和 議員

「請願第2号でございますけれども、委員長報告に賛成の立場から討論させていただきたいと思えます。それぞれの議員さんの方から説明がございました。賛成の方、また反対の方もいらっしゃいますけれども、井原市のですね、全体を見渡した均衡あるサービスに行政は携わっていただきたいなあとこんな気持ちを含めておりますけれども、一つ一つを細かくチェックしながら行政も進めておられると考えております。歩道のこと街路灯のこと、将来に向けてですね、井原市がどうあるべきかという姿をここで示していこうという体制であろうと思えます。是非このことをご理解いただきまして全市民がですね、そういった形で目をしっかりと向けながら見守っていただきたいと思えます。従いまして、委員長報告のとおり賛成することに異議はございません。以上です。」

20番 森本典夫 議員

「私は委員長報告のとおり不採択ということで、まあ言ってみれば仕方がないかなあという立場であります。不採択に賛成をした一人でありますけれども、先ほど来、いろいろ意見が出ております。不採択するか、採択するかという話の審議の中で、それぞれ地元の方、執行部の方の論議を聞かせていただいて、説明不足という面も否めないなという風なことを感じた面もありますし、先ほども出ておりますように井原市全体の問題として取り上げる必要があるなという風に思います。遠距離通学を決めている条件については、それに当てはめると今回四季が丘はそれに該当しないというようなことでもありますので、その意味ではこの遠距離通学の条件を一定緩和して、現在の四季が丘もその遠距離通学の範囲内に入るような状況をつくってですね、ほかにも委員長報告の賛成の方の話の中にもありましたが、青野、野上、芳井、美星あたりで遠距離通学をやっているけれども、それ以外に四

季が丘の条件と同じようなところがまだ市内にはたくさんあるというような審議の中での話もありました。そういう意味では先ほど言いましたようにハードルを少し下げてですね、四季が丘もその遠距離通学の中に入るような条件緩和をして、他の地域についてもですね、現在の遠距離通学でバスを出しようとするところ以外に拡大をして、市としてはバス等々で対応するというようなことを今後考えていただきたいなという風に思いますのと、不採択ということを行った時に私は次のことを言いましたが、審議の中で説明不足というのも否めないということを行って、是非今後もですね、地域の方にしっかりこのことを説明をしていく必要があるのではないかなということでは是非説明をしてくださいということをお願いをして、不採択ということで私はそれに賛成いたしましたけれども、先ほど来言っておりますように条件整備をしていただいてハードルを少し下げていただいで、四季が丘も該当するような条件ができればですねつくって、他の地域も現在の通学支援の条件緩和もしながら、説明もしっかり地域の方としていただいて了解を得ていただくようにということでもありますので、是非やっていただきたい。それから賛成議員の討論もありましたけれども、やはり全体の事も考えなければならない、という意味では私は四季が丘だけをということにはならないという観点で不採択にしましたので委員長報告のとおり不採択に賛成でございます。以上です。」

陳情第2号 モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関するお願い

陳情第3号 『競艇の場外発売場設置反対』を求める陳情書

20番 森本典夫 議員

「異議がありますので一言述べさせていただきたいと思います。この陳情については、賛成、反対両方からの陳情が出されております。それぞれの陳情者はできるだけ早く結論を出していただきたい、というような気持ちだろうと思いますし、もし賛成であれば業者の方もそれでいろいろ仕事が進められる、反対であれば議会が反対しているということになれば、この計画は中止しなければならない。業者にとっても早くどちらかが知りたい、というような状況の中で、継続審査ということになりますと閉会中も当然審査ができますけれどもずるずると先に延びるということになりますので、そういうことは陳情者の意志にそぐわないという風に思いますので、採決をすべきだと思います。以上です。」